

第九百三十七条第一項第三号イ中、「前号ハ」を「前号ホ」に改め、同条第二項中、「あつた」を確定した」に改める。
第九百三十八条第二項第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。
三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があつたとき。

第九百四十三条第一号中、「第四十八条の二第三項（同法第四十九條の十三第二項及び第三項並びに）を「第九百四十八条の二第二項（同法）に改め、及び第二百八十八条第三項」を削る。
第九百七十六條第十九号中（第三百二十五條）を、又は第二項（これらの規定を第三百二十五條に改め、同条第二十一号中、「第三百四十三條第二項」の下に、「第三百四十七條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。」を、株主總會」の下に、「又は種類株主總會」を加え、同条第三十三号中、「第七百一十一條第一項」を「第七百一十四條第一項」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第七十八條 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十條第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項第二号口中「特定短期社債」の下に「新資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債をいう。八において同じ。」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を第二十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中、「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中、「第九項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を第十八項とし、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、同条第二十二項中、「第十九項第一号」を「第十八項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中、「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中、「第十八項又は第二十二項」を「第十七項又は第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中、「第十九項第二号」を「第十八項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中、「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中、「第十八項若しくは第二十二項」を「第十七項若しくは第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を同条第三十項とし、同条第三十二項中、「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中、「第二十七項から第二十九項まで」を「第二十六項から第二十八項まで」に改め、同項を同条第三十二項とする。

第二百三十二條第二十七項中、「第三百三十條第二項」を削り、同条第二十八項中、「第二百三十條第十九項第一号」を「第二百三十條第十八項第一号」に改め、同条第三十項第一号中、「第二百三十條第十九項」を「第二百三十條第十八項」に改める。

（郵政民営化法の一部改正）
第七十九條 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第一百十條第一項第三号中、「第十七号まで」の下に「並びに第十一條第二号」を加える。

（罰則に関する経過措置）
第八十條 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十一條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置（第三条、第六条第一項、第十一條第二項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項及び第五十六條第二項の規定による新法信託への信託の変更に関し必要な経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則
この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九條（商法第七條の改正規定に限る。）、第二十五條（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一條第二十四號の改正規定に限る。）、第三十七條（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六條第七號の改正規定に限る。）、第四十九條（保険業法第七條の六第一項第七号、第五十三條の十二第八項、第五十三條の十五、第五十三條の二十五第二項、第五十三條の二十七第三項、第五十三條の三十二、第八十條の五第三項及び第四項並びに第八十條の九第五項の改正規定に限る。）、第五十五條（資産の流動化に関する法律第七十六條第六項、第八十五條、第六十八條第五項、第七十一條第六項及び第七十七條（会社法目次の改正規定に限る。）、第五十九條、第七十五條及び第七十七條（会社法目次の改正規定、同法第三百二十二條に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節中第五十四條の次に一款を加える改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七十二條の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五條の次に一款を加える改正規定及び同法第九百四十三條第一号の改正規定を除く。）の規定 公布の日
二 第三條、第六條第一項、第十一條第二項及び第三項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項並びに第五十六條第二項の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第六十一條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

一 第九條（商法第七條の改正規定に限る。）、第二十五條（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一條第二十四號の改正規定に限る。）、第三十七條（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六條第七號の改正規定に限る。）、第四十九條（保険業法第七條の六第一項第七号、第五十三條の十二第八項、第五十三條の十五、第五十三條の二十五第二項、第五十三條の二十七第三項、第五十三條の三十二、第八十條の五第三項及び第四項並びに第八十條の九第五項の改正規定に限る。）、第五十五條（資産の流動化に関する法律第七十六條第六項、第八十五條、第六十八條第五項、第七十一條第六項及び第七十七條（会社法目次の改正規定に限る。）、第五十九條、第七十五條及び第七十七條（会社法目次の改正規定、同法第三百二十二條に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節中第五十四條の次に一款を加える改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七十二條の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五條の次に一款を加える改正規定及び同法第九百四十三條第一号の改正規定を除く。）の規定 公布の日
二 第三條、第六條第一項、第十一條第二項及び第三項、第十五條第二項、第二十六條第一項、第三十條第二項並びに第五十六條第二項の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第六十一條の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 菅 義偉
財務大臣 長勢 甚速
農林水産大臣 尾身 幸次
文科科学大臣 伊吹 文明
経済産業大臣 甘利 利勝
国土交通大臣 松岡 明
冬柴 鐵三

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年十二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百十号

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

第一条中、「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するため」を削り、「連携協力等」の下に「入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置」を「定める」の下に「とともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定める」を加える。

第二条第二項中、「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人

二 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の三分の一以上当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

第二条第四項中「方法」の下に（以下、入札等」という。）を加え、同条第五項に次の一号を加える。

四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を補助すること。